

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

平成19年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(1)～(11) 略	(1)～(11) 略
<u>(12)</u> 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネ イデ及びそれに接続するすべての用水路	
<u>(13)</u> 略	<u>(12)</u> 略
<u>(14)</u> 略	<u>(13)</u> 略
<u>(15)</u> 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及び それに接続するすべての用水路	
<u>(16)</u> 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川	
<u>(17)</u> 伯耆町二部の白潟橋より下流の野上川	<u>(14)</u> 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流 の野上川
<u>(18)</u> 略	<u>(15)</u> 略
<u>(19)</u> 略	<u>(16)</u> 略
<u>(20)</u> 略	<u>(17)</u> 略
<u>(21)</u> 略	<u>(18)</u> 略
<u>(22)</u> 略	<u>(19)</u> 略
<u>(23)</u> 略	<u>(20)</u> 略
<u>(24)</u> 略	<u>(21)</u> 略
<u>(25)</u> 略	<u>(22)</u> 略
<u>(26)</u> 略	<u>(23)</u> 略
<u>(27)</u> 略	<u>(24)</u> 略